

安田第**モータープール

駐車場貸貸借契約書

枠 No.	**
借主	

駐車場賃貸借契約書

賃貸人、(有)安田モータープール(以下「甲」という)と

賃借人、_____ (以下「乙」という)との間に

於いて、下記条項に従い、自動車保管場所(車庫)使用契約を締結する。

- 第 1 条 本駐車場賃貸借契約所在地は、柏原市玉手町** 番地で、
甲の定める所定の場所、白線枠番号 (**号) 内を賃貸借契約
締結する。
尚、本駐車場賃貸借契約所在地は
〒582-0028
大阪府柏原市玉手町**番地
名称は、 安田第**モータープールと言う。
- 第 2 条 契約期間は、2年間とする。但し、期間満了の1カ月前までに
「甲」に通知なき場合は、本契約は自動契約されるものとする。
- 第 3 条 使用料金は、1ヶ月、金、**** 円也(消費税**%含む)と定め、「甲」
に支払う。
尚、使用料金は前払い(翌月分を月末に)にて支払う。
支払方法は、振込の場合は、大阪中河内農業協同組合、玉手出張所
普通口座、名義人、有限会社、安田モータープール、代表取締役
*****、口座番号、*****
または、甲の自宅に持参する。
尚、甲は今後物価上昇、貨幣価値又は世間情勢等の変動によって
料金を改訂する事ができる。その場合、乙は甲の要求額に異議申し
立てを行う事無く応じる。
- 第 4 条 甲は乙に対して契約車両(車両内の保管物件を含む)の天災火災、
盗難、接触事故及び人身事故等に対して、一切の責任を負わない。
- 第 5 条 駐車できる車両は、一般乗用車で、契約した車両に限る。
- 第 6 条 乙は「車庫証明」の交付を求めるとき時は、甲にその発行手数料と
して、金、***** 円(消費税**%含む)也を支払うものとする。

第 7条 乙が次の場合の一つでも該当した場合は、甲は催告をしないで直ちに解約することができる。この場合、乙は速やかに立退き、立退料、その他一切、乙は甲に対し、異議申立てを行わない。

- 1、 使用料金の支払いが1カ月以上滞納の場合。
- 2、 乙が駐車場所を転貸した時
- 3、 第5条の駐車場利用規定に違反したこと。
- 4、 その他この契約に違反した時。

第 8条 甲、乙は1カ月以前に予告すれば本契約を解約する事ができる。

上条項、甲乙とも了承の上、励行する事を約し、本書2通作成して署名捺印の上、各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

賃貸人

(甲) 有限会社安田モータープール

住所： 柏原市玉手町 ****

電話： 072-977-2129

署名： 代表取締役 ***** 印

賃借人 (乙)

住所： _____

電話： _____

署名： _____ 印

契約車両番号 _____